

「合同労働組合ユニオンジャパン」組合同規約

第1章 総則

第1条（名称）

本組合は合同労働組合ユニオンジャパン（略称：ユニオンジャパン）という。

第2条（所在地）

本組合は主たる事務所を大阪府大阪市東淀川区上新庄3-14-12-1202に置く。

また、同一の都道府県において二名以上の組合加入により支部を、同一の企業等において二名以上の組合加入により分会を置く事ができる。

第3条（目的）

本組合は団結と相互扶助の精神により、すべての組合員が安心して人間らしく生活できるよう、経済的社会的地位の向上を図ることを目的とする。

なお、本組合が介入する紛争は、個別労働関係紛争のうち退職関連の紛争に限定する。

第4条（事業）

本組合は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 組合員の不当解雇、退職時期、退職条件などの交渉に関する事
- 2 違法残業・長期間労働に関する退職時の補償に関する事
- 3 セクハラ・パワハラに関する退職時の補償に関する事
- 4 労働組合の設立・運営の支援に関する事
- 5 同一目的を有する他団体との協力、連携に関する事
- 6 その他目的達成に必要な事

第2章 組合員

第4条（組合員の範囲）

本組合は、特定の企業への所属を条件とせず、日本国内で働き、あるいは居住する労働者一般を対象として組織する広域ユニオンとする。

ただし、次に該当する者は除く。

- 1 労働組合法第2条第1号で定める者（使用者の利益を代表する者及びこれに準ずる者）
- 2 反社会的勢力に属するなど、組合が除外することを適当と認めた者

第6条（資格）

何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地または身分によって組合員たる資格を奪われない。

第7条（権利）

組合員は平等に、次の権利を有する。

- 1 組合のすべての問題に参加する権利および均等の待遇を受ける権利
- 2 組合役員に選挙され、もしくは選挙する権利
- 3 この規約に基づき、自由に意見を表明し議決に参加する権利
- 4 組合役員及び機関の活動の報告を求め、又は批判し解任を請求する権利
- 5 懲戒処分について弁明する権利

第8条（義務）

組合員は平等に次の義務を負う。

- 1 規約及び総会の決議に従い、機関の統制に服する義務
- 2 組合費及び機関で決定したその他賦課金を納める義務
- 3 組合の機密を漏らさない義務

第9条（加入の手続）

組合に加入するときは、所定の方法により必要事項を執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得るものとする。

第10条（資格の喪失）

組合員は次の場合にその資格を失う。

- 1 除名されたとき
- 2 脱退が認められとき
- 3 第5条ただし書きに該当したとき

第11条（脱退）

組合を脱退するときは、所定の方法により必要事項を執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得るものとする。

脱退後は組合に対する一切の権利を失い、既納の金品は返却しない。

第3章 機関

第12条（機関の種類）

組合に次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 執行委員会

第13条（総会）

- 1 総会は組合の最高決議機関であって全組合員をもって構成する。
- 2 総会は定期総会と臨時総会とする。
- 3 定期総会は年1回開催するものとし、執行委員長がこれを召集する。
- 4 臨時総会は、臨時の必要があるとき、執行委員長がこれを召集する。
- 5 総会の参加は、会場への来場参加に加え、Web会議ツールでの参加も認める。

第14条（総会付議事項）

総会の付議事項は次のとおりとする。

- 1 運動方針の決定と経過報告の承認
- 2 規約の改廃
- 3 予算案の決定及び決算の承認
- 4 労働協約の締結、改正、期間の延長
- 5 争議行為の開始及び終結
- 6 上部組織への加盟及び上部組織からの脱退
- 7 組合員の懲戒
- 8 役員の選任及び解任
- 9 組合の統合及び解散
- 10 その他以上の事項に準ずる重要な事項

第15条（定足数と議決）

総会の定足数は組合員の3分の2とし、付議事項は出席者の過半数をもって議決する。

ただし、前条第2号は組合員の直接無記名投票による過半数の支持、第5号は組合員の直接無記名投票の過半数による決定がそれぞれ必要である。

第 16 条（議長）

総会の議長は、組合員の中から立候補又は推薦により選出する。

第 2 節 執行機関

第 17 条（執行委員会）

執行委員会は、総会において決定された事項及び規約に定められた組合業務を執行する。

第 18 条（構成と召集）

執行委員会は、正副執行委員長、書記長、執行委員をもって構成し、執行委員長がこれを召集する。

第 19 条（定足数と議決）

執行委員会は、委員の3分の2をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

第 4 章 役員

第 20 条（役員）

本組合に次の役員を置く。

| | |
|-----------|-----|
| 執行委員長 | 1名 |
| 副執行委員長 | 1名 |
| 書記長 | 1名 |
| 会計 | 1名 |
| 執行委員 | 若干名 |
| 支部・分会長 | 1名 |
| 支部・分会書記長 | 1名 |
| 支部・分会会計 | 1名 |
| 支部・分会執行委員 | 若干名 |

第 21 条（職務）

役員職務は次のとおりとする。

- 1 執行委員長 組合を代表し、業務を統括する。

- 2 副執行委員長 委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記長 日常業務を処理し、文書及び記録の整理、保管に当たる。
- 4 会計 組合の会計業務を処理する。
- 5 執行委員 組合業務を執行する。

第 22 条 (任期)

役員の任期は定期総会から、次期定期総会までとし、再選を妨げない。

ただし、任期途中で欠員を生じたときには原則として補充選挙を行う。この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第 23 条 (解任)

役員が業務を怠り又は機関の決定に反する行為をした場合は、総会において出席者の3分の2以上に賛成により解任することができる。

第 5 章 選挙

第 24 条 (役員選挙)

各役員は、組合員の直接無記名投票によって選出する。

第 6 章 会計

第 25 条 (経費)

本組合の経費は、組合加入金、組合費、臨時組合費、特別組合費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

第 26 条 (組合費)

- 1 組合加入金は 2,000 円とし、月次組合費は月を単位として 1 ヶ月 1,000 円とする。
- 2 大会で必要と認めたときは臨時に組合費を徴収することができる。
- 3 寄附金は執行委員会の承認をえて受ける事ができる。
- 4 執行委員会が必要に応じて組合加入金等を減免することができる。

第 27 条 (特別組合費)

本組合の特別の支援により組合員が個別に特別の利益を受けたときは、当該組合員は受けた利益の 3 割 (消費税別途) 並びに、諸経費等の実費を寄付金相当額の特別組合費として納入しなければならない。

第 28 条 (会計年度)

本組合の会計年度は、1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

第 29 条 (会計報告)

すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によって委嘱された職業的に資格のある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年 1 回組合員に公表する。

第 7 章 争議

第 30 条 (ストライキ権の行使)

ストライキ権の行使は、組合員の直接無記名投票により、有効投票数の過半数によって決定する。

第 8 章 懲戒

第 31 条 (懲戒)

組合員で次の各号に該当する者は、総会の議決により懲戒処分に付することができる。

- 1 組合の規約又は決議に違反した者
- 2 組合の統制を乱し又は運営を妨げた者
- 3 組合の名誉を棄損した者
- 4 組合員の義務を怠った者

第 32 条 (懲戒処分の種類)

懲戒処分の種類は戒告、権利停止及び除名とする。

第 33 条（懲戒処分の手続）

前条の懲戒処分は、戒告及び権利停止は大会出席者の過半数の賛成をもって、除名は3分に2以上の賛成をもって決定する。ただし、懲戒処分の決定前に当該組合員に弁明の機会を与えなければならない。

第9章 規約改正と解散

第 34 条（規約の改正）

本規約は全組合員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改廃することはできない。

第 35 条（解散）

本組合の解散は、全組合員の直接無記名投票を行い、全組合員の4分の3以上の賛成をもって決定する。

【附則】

本組合は2020年12月1日開催の組合結成総会により承認設立された。

本規約は2020年12月1日から施行する。

【改廃履歴】 ※詳細は新旧対応表参照

2021年1月8日 改定（名称）

2021年1月19日 改正（主たる事務所の所在地、組合員資格、経費、組合費）